

消費者信用市場における総量規制の影響

樋口大輔* 田邊亮平**

2010年6月より導入された消費信用市場における総量規制の影響について、定量的な分析を行う。

個人の借入総額を原則として年収等の3分の1までに制限する総量規制は、導入されて1年以上が経過し、多重債務問題を抜本的に解決するという目的に貢献できているかどうか、判断する材料が強く求められている。

本研究においては、総量規制導入前後の長期的なデータに基づき、総量規制の影響について分析する。総量規制によって多重債務者の増加が抑制できるのであれば、規制導入後の延滞率などにも、その様子が現れているはずである。現状で入手可能な限りの長期間のデータを用いて、総量規制の導入前後における延滞率などの推移から、総量規制が多重債務者の減少に寄与しているのかを議論をしていく。

キーワード：消費者信用、パーソナルファイナンス、総量規制、多重債務

The Impact of Introduction of Total Loan Amount Ceiling on Japanese Consumer Finance Market

Daisuke HIGUCHI* and Ryohei TANABE**

Qualitative analyses are conducted on the impact of introduction of loan amount ceiling on Japanese consumer finance market.

Under the new regulation, which takes effect on July 2011, an individual cannot make consumer finance loans over one third of the person's annual income. Since the regulation has been introduced for over one year, a question arises how the regulation contributes to the reduction of the number of over-indebted people.

We investigated the effects of introduction of the regulation by utilizing long-term qualitative data from consumer finance companies. We expect to see improvements of financial situations of borrowers if the regulation works toward its goal: reduction of over-indebtedness.

Keywords: consumer finance, personal finance, regulation, over-indebtedness

*東京情報大学 総合情報学部 情報ビジネス学科
Tokyo University of Information Sciences, Faculty of Informatics, Department of Business and Information

2011年12月14日受理

**東京情報大学 大学院 総合情報学研究科
Tokyo University of Information Sciences, Graduate School of Informatics

はじめに

多重債務者を減らすためには、借金できないようにすればよい。2010年6月から日本の消費者信用市場において実施された「総量規制」は、そのような解決策を実行に移したものである。

ノンバンクから個人が借りられる総額を原則として年収の3分の1までに制限する総量規制は、導入されて1年以上が経過している。総量規制の主たる目的は、多重債務問題を抜本的に解決することである。現在、総量規制がその目的に貢献できているかどうか、評価する材料が強く求められていると考えられる。

本研究の目的は、総量規制が多重債務者の抑制につながっているのかという問題に対して、議論の端緒となる資料を提示することにある。もし、ある限度以上の借金をすることが法律により縛られ、返済に困るほどの借金を抱えることが防止されているのであれば、借入を制限された人々のその後の状況は少しずつ改善されているはずである。そうでなければ、借り手の不便をもたらし、市場を縮小させただけの規制にとどまり、多重債務問題への有効な処方箋としての効果は期待できなくなる。このような関心を、本研究では定量的に明らかにしていく。

本研究において展開される分析は、現状で入手可能な限りの長期間の定量データを用いて、総量規制の影響を明らかにしていくものである。総量規制の導入に至る過程では、規制の是非や方法についてさまざまな議論が長い間続いた。そのような議論と照らし合わせながら規制導入の影響を検証していくためには、まずは特定の事例に依存するのではなく、定量データに基づいた分析から市場全体の傾向を見ていくことが妥当である。このように、総量規制が導入された後の定量データに基づき、総量規制の影響を分析することが、規制の影響を探るうえでの第一歩となると考える。

以下、総量規制の内容や導入の意図、先行研究について概観することから始める。次いで、

総量規制導入による影響を量的に把握するための、データの集計および分析を行う。最後に、分析から明らかになった点に基づいて、総量規制が多重債務者数の抑制につながる可能性があるのかを検討する。

1. 問題の所在

本研究の大きな関心は、総量規制は多重債務問題の解決に寄与するのかを検証することにある。この問題は多様な側面を含んでいるため、アプローチの方法も多岐にわたると考えられる。本研究においては、総量規制によって過剰貸付の規制が強化され、利用者の無理な借入が抑制されるのであれば、総量規制の導入後は借り手の状況が改善される傾向が見られるのではないかと側面からアプローチをしていく。

日本の消費者信用市場において総量規制が導入された背景および意図を、まず始めに確認しておく。総量規制は、日本の消費者信用市場における問題点を改善する一環として、およそ3年の準備期間を経て実施された。それ以前にも、同様の意図をもって、上限金利の引き下げなどによるノンバンクに対する規制強化が続いてきたが、借入額そのものに制限を掛けるという方法は、日本の消費者信用市場にとって大きな試みといえる。そのため、その影響および効果に関する評価や分析は、今後多方面から進められなければならないのである。

1.1 消費者信用市場における多重債務問題

消費者信用市場の発展の負の側面として、多重債務や自己破産という問題が常につきまってきた。多重債務については厳密な定義があるわけではなく、どの程度の借入をもって多重債務状態にあるのかという基準の据え方によって、その数にも違いがある。一般的には数百万人規模とされ、正確な数を把握することはできないものの、一時は多重債務者が相当な数に上ったことは確かである。

例えば、多重債務者を、「無担保・無保証で5社以上の消費者金融から借入れをしている債

務者」と定義すれば、その数は2007年2月には約176.8万人に上ったとされる^(注1)。その後は減少が続く傾向にあり、2008年3月には117.7万人、2009年3月末では72.7万人となったとされる^(注2)。

一方、自己破産申請件数は、2007年では約148,000件、2008年では約129,000件、2009年末ではおよそ126,000件であった。2010年以降は約120,000件にまで低下し、2011年以降の推移を見ても減少傾向が続いている^(注3)。

法改正が議論され始めた2006年以前は、多重債務および自己破産は一種の社会問題とされ、その抜本的解決が強く求められていた。このような状況で2006年の法改正においては、①参入規制の強化で貸金業者の業務適正化を図ること、②指定信用情報機関制度および総量規制を導入することで返済能力を超える借入を抑制すること、③グレーゾーン金利を撤廃し、出資法の上限金利を引き下げることなどが打ち出された。

1.2 総量規制とは

総量規制とは、個人の借り手の通常の収入の範囲内で、無理のない返済が可能な限度において貸付を認める制度であるとされる^(注4)。規制の対象となるのは、消費者金融会社やクレジットカードの利用に関するものであり、住宅ローンや自動車ローンについては規制の対象ではない。また、個人向け貸付が規制の対象であり、法人向けの貸付は対象とはならない。この規制に反して貸付を行った貸金業者は、行政処分の対象となる。

(1) 総量規制の内容

貸金業者からの借入の合計額を、年収等の3分の1に制限する。ここでいう「貸金業者」とは、消費者金融会社やクレジットカード会社のことであり、銀行は含まれない。借入にあたって、貸金業者は、信用情報機関に登録されている他業者からの借入残高も照会し、年収の3分の1を超える貸付を実行することはできない。資金用途のほか、担保や保証人の有無にかかわ

らず、個人向け貸付については原則として規制の対象となる。したがって、例えば個人事業主が事業資金の一部として借入を行う場合でも総量規制の対象となり、原則として年収等の3分の1を超えてはならない^(注5)。

大森・遠藤編(2008)によれば、年収等の「3分の1」という基準は、平均的なノンバンク利用者層の一般的な返済余力を踏まえて、次のような根拠から設定されたものとされる。

すなわち、①消費者金融利用者の年収は概ね600万円以下であること、②家計調査によると、年収600万円未満の世帯の毎月の実収入から実支出を引いた額が毎月の実収入の15%程度であること。以上を基に毎月の収入の15%を返済に充てた場合に、金利18%、元利均等払い、返済期間3年で借入可能な金額は年収の3分の1となる。

また、返済期間3年というのは、民事再生法において債務者の返済意欲持続の観点から、個人再生計画の期間を原則として3年以内と定められていることも参考にしているとされる^(注6)。

つまり、年収の3分の1程度の借入であれば、およそ3年を掛ければ何とか返済することができる計算であるので、返済に行き詰る危険も少ないであろうということが根拠となっているのである。もちろん、規制の方法を検討する過程では、可処分所得による基準なども検討されたようであるが(大川内[2008])、借り手個人の要因に依存が強ければ実務上大変な手間が掛かることもあり、最終的には全体の平均的な利用者像を根拠に年収がベースとなったようである。

(2) 実施時期

貸金業法については、多重債務問題の解決を図ることなどを目的として、2006年に改正法が成立した。この改正の内容は、段階的に施行され、2010年6月18日の総量規制の導入をもって完全施行に至った。

貸付が総量規制の対象となる貸金業者各社は、2010年6月前後に既存顧客について継続的

な貸付が可能かどうかを判断し、総量規制の基準に抵触する顧客については追加貸付の停止や貸付枠の減枠の措置を行った。

(3) 導入の意図

この規制の主たる目的は、いうまでもなく多重債務問題を抑制することにある。信販会社や消費者金融会社からの借入を無制限に行うことを防止し、利用者が無理な借入をできない状況をつくるという目的がある。いわば、返済できなくなるほどの借金をすることを法律で強制的に止めることによる、多重債務問題解決へのアプローチである。

もちろん、一部の借り手に不便を強いることは織り込まれている。借り手の中には年収等の3分の1を超える借入をしても、返済に困ることなく貸金業の利用を続けている借り手も存在する。今回の規制は、規制の影響で借りられなくなってしまふ借り手が発生するという、いわゆる「副作用」よりも、多重債務者を減少させることの方が重要であるという考えで導入が進められた^(注7)。

1.3 総量規制の影響に対する既存研究

総量規制の影響を定量的に捉える研究の試みは、本研究が嚆矢となる。これは、2011年の段階では規制が導入されて1年余りしか経過していないことと、影響を分析するためのデータ収集が容易ではないためと考えられる。もちろん、貸金業者は企業内部において個別に影響を分析しているものと考えられるが、大量のデータを横断的に収集し、消費者信用市場全体への影響にわたって分析した研究で、公にされたものは現在のところ存在しない。

法改正の議論の過程においては、総量規制を導入することによる影響は、良い面悪い面合わせて議論されてきた。規制は必要であると考え、改正貸金業法の完全施行を強く求める改正法推進派と、上限金利の引き下げや総量規制の政策効果に疑問を持ち、あるいは副作用を懸念する改正法見直し派の双方の意見が聴取され、実態の把握の基に議論が詰められていった（大

川内 [2011]）。

大川内（2011）のまとめによれば、改正法推進派の意見としては、「規制強化の結果、多重債務者の数が減少している」、「借り手が不利益を被るような貸付を防ぐためには、副作用があるような規制でも導入せざるを得ない」、「利用者の支払い能力を超える状況下での資金需要の実態は、そのほとんどが返済のための借入である」などが見られる。一方、改正法見直し派の意見としては、「業界そのものが喪失する」、「消費者を守るべきものが、かえって使い勝手を悪くして、消費者を守っていない」、「世界にまれに見る『規制凶化』である」といった厳しい指摘も見られる。

消費者信用市場に関する規制の議論は、利用者保護の観点と、経済合理性との間で常に対立してきた。この図式は、以前の上限金利規制に関する研究に顕著である（例えば、菅原房恵 [2006]）。経済学的な見地から見れば、規制を導入することが、市場の縮小や違法金融の横行など、市場にとって不合理な状況をもたらすことが主張される。逆に、法学者や弁護士などの立場からは、利用者保護という観点から、規制を強化することによる利用者の保護を、強く評価をするものが多く見られる。総量規制の影響に関する議論においても、このような見解の対立は同じように見られた。

大川内（2011）が指摘するように、基本的には、資金需給関係は各々の自治に委ねるべきであると考えられ、また、キャッシュフローは個々に存在するものであることから、一律に需給を規制することは、十分な返済能力を有し規制を不要とする資金需要者にまで影響を与えるおそれが想定されるため、本来は好ましいものではないと考えられる。他方で、今般の経済環境が不安定な状況の中で、自らの支払能力を超えた借入を行うことを制度的に抑制することが必要と考えられることも事実であるということになるのであろう。

総量規制の影響を定量的に垣間見ることの

できる数少ない先行調査として、堂下・内田(2011)による調査が挙げられる。同調査では、規制強化による市場の縮小が懸念されている。堂下・内田によれば、20歳以上のモニター調査では、①消費者金融利用者のうち総量規制対象者は約5割で、そのうち半数超は返済を遅延した経験がない者、②総量規制対象者の半数以上が、総量規制へ反対しているという結果となっている。また、総量規制導入後の借入行動として、親族や知人への借入が増加したこと、ヤミ金融の借入やクレジットカードのショッピング枠現金化といった違法金融の利用に走るのではないかと懸念を指摘している。つまり、総量規制は市場に不合理な影響を与えていることを指摘する調査となっている。また、同様の指摘は堂下(2011)にも見られる。

そのような不合理な状況が生じていることは、マスコミ報道において一部を把握することができる。例えば、高金利で貸付を行っていた、いわゆるヤミ金融業者が逮捕されたという記事^(注8)や、ヤミ金融業者の増加が観察されるようになったといった記事^(注9)である。

しかし、現在のところ、総量規制を導入した意図である多重債務の抑止について、定量的な分析が行われた研究の事例は存在しない。既存の調査においては、①どのような借り手が総量規制の影響を受けて借入が制限されたのか、②総量規制の効果により多重債務問題は解決に向かっているのか、いずれも明らかになっていない。

1.4 本研究における関心

まず、利用者の属性による規制の影響の違いがあるのかを明らかにしなければならない。特に、専業主婦や個人事業主といった顧客は、「収入が低く、預貯金もない」や「突発資金ニーズの発生が多い」といった特徴があり(堂下・内田[2007])、総量規制の影響を顕著に受ける可能性が高いと考えられるのである。

次に、もし総量規制によって多重債務が抑制されるのであれば、総量規制の基準に触れて追

加的な借入を制限された借り手の状況は、時間とともに改善していると考えられる。規制導入後において、この傾向が確認できれば、総量規制は多重債務者数の抑制に寄与する可能性があるといえる。逆に、そのような傾向が見られなければ、総量規制の効果に疑問が投げかけられることとなる。

2. 分 析

2.1 分析の枠組みと分析方法

本研究においては、ノンバンクの借り手と、総量規制によって借入が制限された借り手と、総量規制の影響を受けなかった借り手を比較することで規制の影響を明らかにするという枠組みを用いる。具体的には、年収や過去の借入状況などの借り手の属性を比較する部分と、借り手の延滞の状況を時系列で見ていく部分で構成される。

さらに本研究では、借り手の中で特に専業主婦と個人事業主に注目し、これらを個別に集計して同様の枠組みでの分析を行う。専業主婦や個人事業主といった借り手は、前述のとおり「収入が低く、預貯金もない」や「突発資金ニーズの発生が多い」といった特徴があり、総量規制の影響を顕著に受ける可能性が高いと考えられ、個別に集計することにより全体集計とは異なる何らかの発見につながる期待があるからである。

(1) 顧客属性の比較

顧客の属性を比較し、どのような性質を持つ顧客層が総量規制の影響を受けたのかを明らかにするための分析である。

比較する属性は、①年収、②取引年数、③総量規制が導入される前までの延滞回数である。これらの属性はいずれも、消費者信用の分野において、借り手の特徴を把握するうえで特に重要な要素であり、他の研究との比較に資するという意味でも顧客属性として適切であると考えられる。

この分析により、総量規制の基準に抵触し、

借入を制限された顧客層が浮き彫りになることが期待できる。

(2) 延滞状況の比較

総量規制の導入後における借り手の延滞状況を、時系列で比較しながら追っていく分析である。

具体的には、総量規制によって借入を制限された顧客と、そうでない顧客とを分け、両者の延滞率の推移を比較する。借り手の状況の中で特に延滞率に着目する理由は、借入を制限されることにより借り手の状況が改善されたか否かは、延滞率に最も顕著に現れると考えられるからである。

この分析により、総量規制により借入を制限することが、借り手の状況の改善につながっているのかを明らかにすることができる。

2.2 データおよび変数

大手ノンバンク7社のデータベースより、顧客データの提供を受けた。この7社は日本のノンバンクの中で主要な企業であり、それらの顧客は日本の消費者信用利用者を代表する顧客群であるといつてよい。また、提供を受けたデータの顧客数に7社間の顕著な差異はなく、データ全体を合算することで特定の企業の顧客の性質に引きずられる危険は低い。7社からは分析の対象に該当する全顧客のデータが提供されたため、個社ごとにサンプリングなどはしていない^(注10)。集計の基となる顧客の数は、最大で約270万人であり、データ捕捉期間を通して同一顧客のデータである。

(1) データ捕捉期間

各社が総量規制を理由として既存顧客の新規貸付の継続・停止を判断した月(これを「N月」とする)の前後でデータの収集を行った。

N月より前のデータは1ヶ月、N月後のデータはN月を含めて10ヶ月、合計で11ヶ月分のデータを収集した。N月は各社によって異なるが、総量規制の導入時である2010年6月か7月が最も多い。なお、分析にあたっては、各社のN月の相違を揃えるための処理を行い、最終的

にはN月の前後で同一の期間による合算ができるよう処理した。

例えば、2010年6月がN月の企業と、2010年7月がN月の企業がある場合、後者のデータは、2010年6月から2011年4月までのデータを採用し、1月分前方にシフトさせて前者のデータと合わせている。このように、N月は企業ごとに異なるのであるが、以下でN月について論じる際は、時期の明確さを持たせるため、N月を「2010年6月」と記述する。

分析の対象となるデータの収集期間は、2010年5月末から2011年3月末の期間となった。

(2) 母集団

総量規制を理由とする貸付継続の可否を基準とする2つの母集団についてデータを収集した。

母集団①：総量規制の影響を受け、貸付停止された借り手

貸し手である企業が総量規制の抵触有無を確認した結果、2010年6月に新規貸付停止(現残高を割り込んで減枠または枠ゼロ)となった顧客である。この集団を母集団①とする。

母集団②：総量規制の影響を受けず、継続貸付可能となった借り手

総量規制の抵触有無を確認した結果、2010年6月以降も貸付維持が可能と判断された借り手である。この集団を母集団②とする。

(3) 変数

変数の種類および操作化の方法は以下の通りである。

①職業の状況

専業主婦、個人事業主、その他給料所得者の3種類を職業の状況と設定した。

②年収

2010年6月における借り手の年収である。比較を行いやすいよう年収帯に区分し、「0万」(年収なし)、「1~100万円」、「100万円超」(101~200万円)、「200万円超」(201~300万円)、「300万円超」(301~400万円)、「400万円超」(401~500万円)、「500万円超」(501万円以

上)の合計7区分で集計した。

③取引年数

2010年6月までの取引継続年数である。当該顧客が初めてその企業から借入を行った時から、2010年6月で何年間が経過していたのかを示す。年取と同様に、比較を行いやすいよう区分し、「1年以内」(0~12ヶ月)、「1年超」(13~36ヶ月)、「3年超」(37~60ヶ月)、「5年超」(61~120ヶ月)、「10年超」(121~240ヶ月)、「20年超」(241ヶ月以上)の6区分で集計した。

④過去の延滞回数

2010年6月以前の過去12ヶ月の取引履歴がある借り手について、その中で何度延滞をしたのかを集計したものである。ここでいう延滞とは、約定支払期日までに返済が完了していない状態のことを指す。「0回」、「1回」、「2回」、「3回」、「4~5回」、「6~7回」、「8~11回」、「12回」の8区分で集計している。

⑤2010年6月以降の延滞率

各社の基準による月ごとの延滞率である。延滞率とは、貸し手のある期間における保有債券のうち、月末の段階で約定支払期日までに支払いが行われていない債権が何%あるのかを示す値である。

月ごとの延滞率の算出については、データの提供を受けた7社それぞれ債権数が異なるため、単純平均ではなく債権数を重みとした加重平均を各月末の延滞率として求めた。算出方法は以下の通りである。

$$\text{延滞率} = (\text{A社の延滞率} \times \text{A社の債権数} + \text{B社の延滞率} \times \text{B社の債権数} + \text{C社の延滞率} \times \text{C社の債権数} + \dots + \text{G社の延滞率} \times \text{G社の債権数}) \div (\text{A社の債権数} + \text{B社の債権数} + \text{C社の債権数} + \dots + \text{G社の債権数})$$

3. 分析結果

以下、全体集計による母集団①と母集団②の

比較結果と、専業主婦および個人事業主の個別集計結果を順に示す。分析結果を示すにあたって、サンプル数をまとめた表、実測値を示した表、実測値に基づく図は、それぞれ別に用意した。

3.1 全体の集計

(1) 属性比較

①年取区分、②取引年数、③過去の延滞件数の3属性について、規制により借入を制限された顧客である母集団①と、規制の影響を受けていない顧客である母集団②との間で比較を行う。

年取区分(図1、表2)からは、母集団①の方が年取の低い傾向にあることが示されている。最も多い区分は、母集団①では「200万円超」(20.1%)、母集団②では「500万円超」(24.4%)の区分である。年取が300万円を超える借り手の割合を合計すると、母集団①は51.3%、母集団②は60.5%となり、母集団②の借り手の方が年取の多い借り手の割合が高いこと示されている。区分での集計であるので、全体の平均値を比較することはできないが、母集団①、すなわち借入を制限された借り手の年取が低い傾向があることは明らかである。

取引年数の構成比(図2、表4)では、母集団①の方が母集団②よりも長い取引年数にあることが示されている。取引年数が5年を超える借り手の割合を合計すると、母集団①では65.5%であるのに対し、母集団②では48.4%である。また、母集団①の6.8%が20年を超える取引年数を有する借り手である一方、母集団②の18.8%は取引年数が1年以内の借り手である。すなわち、総量規制の影響を受けた借り手の方が、規制の影響を受けなかった借り手よりもノンバンクを長く利用していた借り手であるという傾向が示されている。

図3および表6から過去の延滞発生件数を見ても、母集団②がやや延滞回数が多い借り手であった傾向が読み取れる。過去に1回以上の延滞をした借り手の割合を合計すると、母集

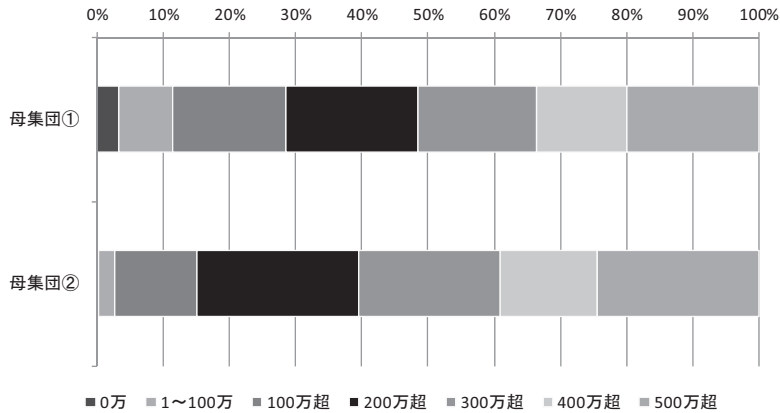


図1 各母集団の年収区分の構成比（表1、表2を参照）

表1 「図1 各母集団の年収区分の構成比率」、「図5 専業主婦の年収区分の構成比」、および「図9 個人事業主の年収区分の構成比」のサンプル数

(単位：人)

	合計	0万円	100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	400万円超	500万円超
母集団①	1,339,190	54,625	74,515	196,123	269,043	251,112	195,954	315,130
専業主婦	85,311	33,245	1,297	2,088	7,056	10,439	10,425	18,013
個人事業主	137,941	586	8,527	15,941	23,900	24,886	24,597	44,636
その他	1,115,938	38,420	64,614	177,590	235,704	212,170	157,247	245,135
母集団②	1,348,766	5,676	31,429	157,301	308,909	254,878	172,888	345,802
専業主婦	40,276	4,362	1,522	1,974	718	436	289	821
個人事業主	124,360	53	3,023	10,027	23,942	25,950	22,080	41,840
その他	1,184,130	1261	26,884	145,300	284,249	228,492	150,519	303,141

表2 「図1 各母集団の年収区分の構成比率」、「図5 専業主婦の年収区分の構成比」、および「図9 個人事業主の年収区分の構成比」の集計値

	合計	0万円	100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	400万円超	500万円超
母集団①	100%	3.5%	8.1%	17.0%	20.1%	17.8%	13.6%	19.9%
専業主婦	100%	39.1%	3.0%	3.3%	8.6%	12.4%	12.3%	21.2%
個人事業主	100%	0.3%	10.4%	14.6%	17.3%	16.6%	15.5%	25.1%
その他	100%	2.9%	8.1%	18.2%	21.0%	18.1%	13.2%	18.6%
母集団②	100%	0.4%	2.4%	12.3%	24.3%	21.6%	14.5%	24.4%
専業主婦	100%	41.7%	14.8%	19.2%	7.6%	5.2%	3.6%	7.8%
個人事業主	100%	0.0%	2.6%	8.2%	18.9%	21.9%	18.2%	30.2%
その他	100%	0.1%	2.3%	12.7%	25.1%	21.6%	14.2%	23.9%

母集団①と母集団②でそれぞれ25.1%、30.1%である。延滞回数が「0回」と「12回」を除く区分、すなわち「1回」から「8回以上」までのすべての区分において、母集団②の値が母集団①を上回る結果となっている。したがって、総量規

制の影響を受けなかった借り手の方が、過去の履歴は良くない傾向が示されているといえる。

(2) 延滞率の推移

総量規制導入後の延滞率の推移を示すと図4および表10のようになる^(注11)。

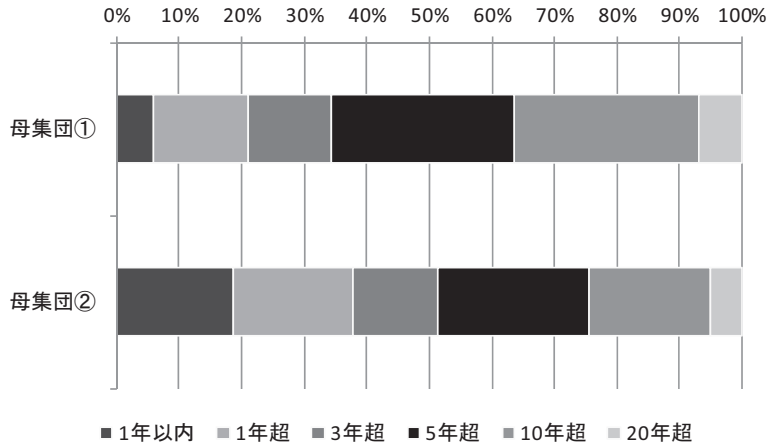


図2 各母集団の取引年数の構成比 (表3、表4を参照)

表3 「図2 各母集団の取引年数の構成比」、「図6 専業主婦の取引年数の構成比」、および「図10 個人事業主の取引年数の構成比」のサンプル数

(単位：人)

	合計	1年以内	1年超	3年超	5年超	10年超	20年超
母集団①	1,630,367	97,628	248,846	215,512	478,131	479,654	110,596
専業主婦	112,871	4,209	16,313	14,653	31,048	35,793	10,855
個人事業主	178,782	9,756	21,182	22,309	50,573	58,992	15,970
その他	1,338,714	83,663	211,351	178,550	396,510	384,869	83,771
母集団②	1,571,638	294,756	300,224	215,400	376,797	307,034	77,427
専業主婦	42,445	5,149	3,643	5,730	14,123	13,161	639
個人事業主	147,415	23,710	24,225	22,476	34,903	31,529	10,572
その他	1,381,778	265,897	272,356	187,194	327,771	262,344	66,216

表4 「図2 各母集団の取引年数の構成比」、「図6 専業主婦の取引年数の構成比」、および「図10 個人事業主の取引年数の構成比」の集計値

	合計	1年以内	1年超	3年超	5年超	10年超	20年超
母集団①	100%	6.0%	15.3%	13.2%	29.3%	29.4%	6.8%
専業主婦	100%	3.7%	14.5%	13.0%	27.5%	31.7%	9.6%
個人事業主	100%	5.5%	11.8%	12.5%	28.3%	33.0%	8.9%
その他	100%	6.2%	15.8%	13.3%	29.6%	28.7%	6.3%
母集団②	100%	18.8%	19.1%	13.7%	24.0%	19.5%	4.9%
専業主婦	100%	12.1%	8.6%	13.5%	33.3%	31.0%	1.5%
個人事業主	100%	16.1%	16.4%	15.2%	23.7%	21.4%	7.2%
その他	100%	19.2%	19.7%	13.5%	23.7%	19.0%	4.8%

まず、総量規制が導入された2010年6月の段階での延滞率は、母集団①と母集団②との間で1ポイント未満(0.6ポイント)の差であった。母集団①がわずかにリスクの高い借り手の層であったことが示されている。これが時間の経過

とともに、どのように変化していったのかを見ていく。

母集団①および母集団②ともに延滞率は緩やかに上昇傾向にあるが、母集団①の延滞率は、母集団②の延滞率の上昇に比べて強い上昇傾向

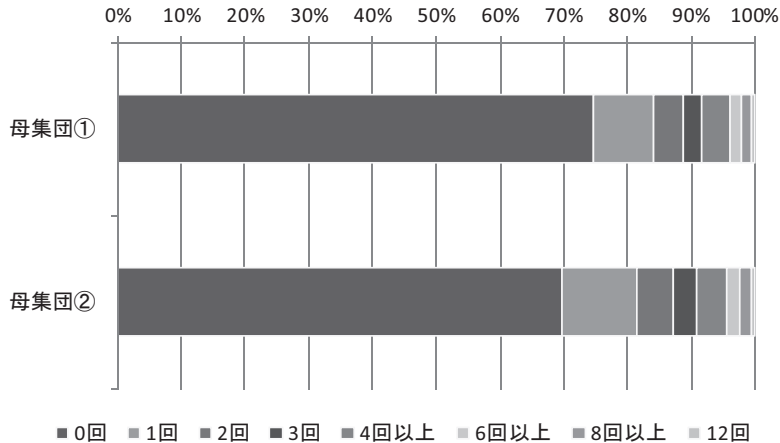


図3 各母集団の延滞回数の構成比 (表5、表6を参照)

表5 「図3 各母集団の延滞回数の構成比」、「図7 専業主婦の延滞回数の構成比」、および「図11 個人事業主の延滞回数の構成比」のサンプル数

(単位：人)

	合計	0回	1回	2回	3回	4回以上	6回以上	8回以上	12回
母集団①	810,414	607,052	76,081	37,434	23,747	34,486	15,273	13,201	3,140
専業主婦	71,061	48,811	7,069	3,817	2,590	4,161	2,095	2,031	487
個人事業主	92,673	66,575	9,832	4,890	3,087	4,712	1,825	1,442	310
その他	646,680	491,666	59,180	28,727	18,070	25,613	11,353	9,728	2,343
母集団②	1,069,171	747,720	123,396	63,321	38,883	50,400	22,215	19,961	3,275
専業主婦	63,625	37,838	7,926	4,680	3,205	3,812	2,459	3,091	614
個人事業主	80,535	52,002	10,571	5,473	3,405	4,934	2,064	1,821	265
その他	925,011	657,880	104,899	53,168	32,273	41,654	17,692	15,049	2,396

表6 「図3 各母集団の延滞回数の構成比」、「図7 専業主婦の延滞回数の構成比」、および「図11 個人事業主の延滞回数の構成比」の集計値

	合計	0回	1回	2回	3回	4回以上	6回以上	8回以上	12回
母集団①	100%	74.9%	9.4%	4.6%	2.9%	4.3%	1.9%	1.6%	0.4%
専業主婦	100%	68.7%	9.9%	5.4%	3.6%	5.9%	2.9%	2.9%	0.7%
個人事業主	100%	71.8%	10.6%	5.3%	3.3%	5.1%	2.0%	1.6%	0.3%
その他	100%	76.0%	9.2%	4.4%	2.8%	4.0%	1.8%	1.5%	0.4%
母集団②	100%	69.9%	11.5%	5.9%	3.6%	4.7%	2.1%	1.9%	0.3%
専業主婦	100%	59.5%	12.5%	7.4%	5.0%	6.0%	3.9%	4.9%	1.0%
個人事業主	100%	64.6%	13.1%	6.8%	4.2%	6.1%	2.6%	2.3%	0.3%
その他	100%	71.1%	11.3%	5.7%	3.5%	4.5%	1.9%	1.6%	0.3%

があることが示されている。1ポイント未満で始まった母集団①と母集団②の延滞率の差は、2011年3月には1.8ポイントまで広がった。つまり、総量規制の影響を受けた借り手と、規制の影響を受けなかった借り手の延滞率を比較し

ていった場合、総量規制によって貸付を停止された顧客の延滞率の方が高まる傾向があるといえる。

以下、専業主婦と個人事業主の個別集計を示す。基本的には上記の全体集計と傾向は同じで

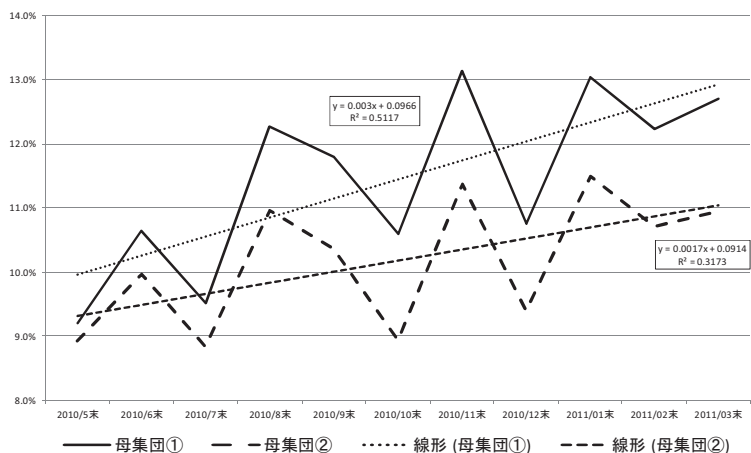


図4 各母集団の延滞率の推移 (表7、表10を参照)

表7 「図4 各母集団の延滞率の推移」のサンプル数

(単位：人)

	2010/5末	2010/6末	2010/7末	2010/8末	2010/9末	2010/10末	2010/11末	2010/12末	2011/01末	2011/02末	2011/03末
母集団①	1,671,296	1,676,127	1,650,776	1,625,316	1,598,580	1,568,695	1,540,550	1,507,892	1,487,847	1,462,129	1,437,610
母集団②	1,401,421	1,436,682	1,407,135	1,386,835	1,370,386	1,352,876	1,336,517	1,310,317	1,296,490	1,279,826	1,263,362

表8 「図8 専業主婦の延滞率の推移」のサンプル数

(単位：人)

	2010/5末	2010/6末	2010/7末	2010/8末	2010/9末	2010/10末	2010/11末	2010/12末	2011/01末	2011/02末	2011/03末
母集団①	110,241	109,997	108,609	107,154	105,731	103,997	102,630	100,249	99,120	97,315	95,819
母集団②	5,180	5,099	5,091	5,085	5,051	5,029	4,977	4,935	4,892	4,852	4,811

表9 「図12 個人事業主の延滞率の推移」のサンプル数

(単位：人)

	2010/5末	2010/6末	2010/7末	2010/8末	2010/9末	2010/10末	2010/11末	2010/12末	2011/01末	2011/02末	2011/03末
母集団①	181,272	181,565	178,924	176,282	173,314	169,902	166,439	162,898	160,293	157,248	154,303
母集団②	135,942	138,322	135,601	133,570	131,802	129,807	127,970	125,762	124,363	122,721	120,868

表10 「図4 各母集団の延滞率の推移」、「図8 専業主婦の延滞率の推移」、および「図12 個人事業主の延滞率の推移」の集計値

	N-1月	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月	N+7月	N+8月	N+9月
	(2010/5)	(2010/6)	(2010/7)	(2010/8)	(2010/9)	(2010/10)	(2010/11)	(2010/12)	(2011/1)	(2011/2)	(2011/3)
母集団①	9.2%	10.6%	9.5%	12.3%	11.8%	10.6%	13.1%	10.8%	13.0%	12.2%	12.7%
専業主婦	11.0%	12.1%	10.8%	13.7%	13.4%	12.1%	14.8%	12.3%	15.1%	13.8%	14.8%
個人事業主	11.8%	13.2%	12.6%	15.4%	14.7%	13.6%	16.3%	13.9%	16.9%	15.4%	16.3%
その他	8.7%	10.2%	9.0%	11.7%	11.3%	10.1%	12.6%	10.2%	12.3%	11.6%	12.1%
母集団②	8.9%	10.0%	8.8%	11.0%	10.4%	8.9%	11.4%	9.4%	11.5%	10.7%	10.9%
専業主婦	4.3%	4.7%	5.5%	4.2%	5.2%	5.6%	5.8%	6.4%	5.0%	6.5%	5.5%
個人事業主	11.3%	12.4%	11.4%	13.6%	12.9%	11.1%	14.1%	11.5%	14.4%	13.2%	13.8%
その他	8.7%	9.7%	8.6%	10.7%	10.1%	8.7%	11.1%	9.2%	11.2%	10.5%	10.7%

注意：表中「その他」の区分は「専業主婦」と「個人事業主」以外の層をグループ化したもので、本研究では便宜的に集計した区分。

あるため、特徴的な部分を中心に論じていくことにする。

3.2 専業主婦の集計

(1) 属性比較

専業主婦における年収区分（図5、表2）は、提供されたデータの性質が、専業主婦個人の年収に基づくものと世帯年収に基づくものが混在していたため、集計結果として読むことが困難な結果となった。特に母集団①では、年収の高い専業主婦の割合が高く、明らかに世帯年収がカウントされている。そのような事情から、これらの図表から傾向を見ることは保留せざるを得ない。

取引年数の構成比（図6、表4）と過去の延滞発生回数（図7、表6）は、全体集計と同じく、総量規制の影響を受けた母集団①の取引年数が長いことに加え、過去の延滞回数が少ない傾向が見られた。

(2) 延滞率の推移

専業主婦の延滞率の推移を示すと図8および表10のようになる。ここでの延滞率は、以下の式で算出した。

$$\text{延滞率} = (\text{A社「専業主婦」の延滞率} \times \text{A社「専業主婦」の債権数} + \text{B社「専業主婦」の延滞率} \times \text{B社「専業主婦」の債権数}) \div (\text{A社「専業主婦」の債権数} + \text{B社「専業主婦」の債権数})$$

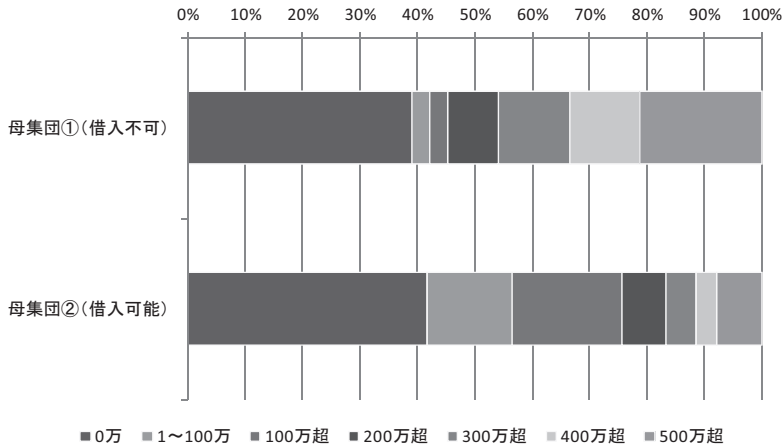


図5 専業主婦の年収区分の構成比（表1、表2を参照）

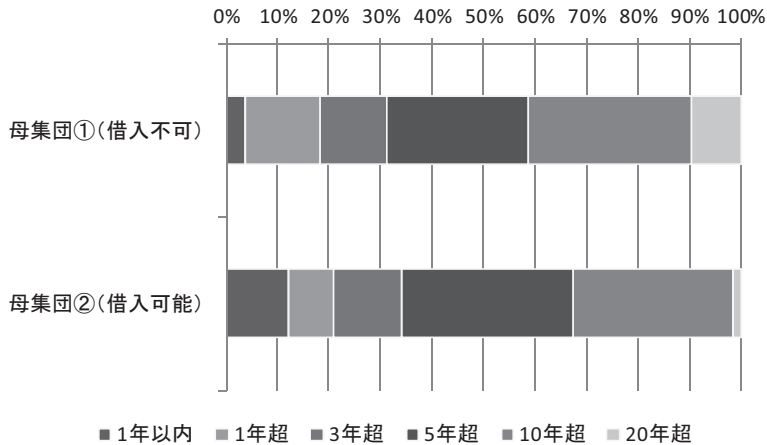


図6 専業主婦の取引年数の構成比（表3、表4を参照）

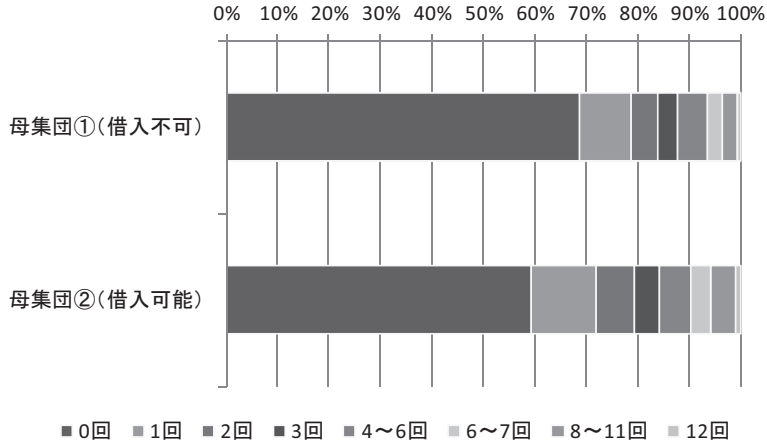


図7 専業主婦の延滞回数の構成比 (表5、表6を参照)

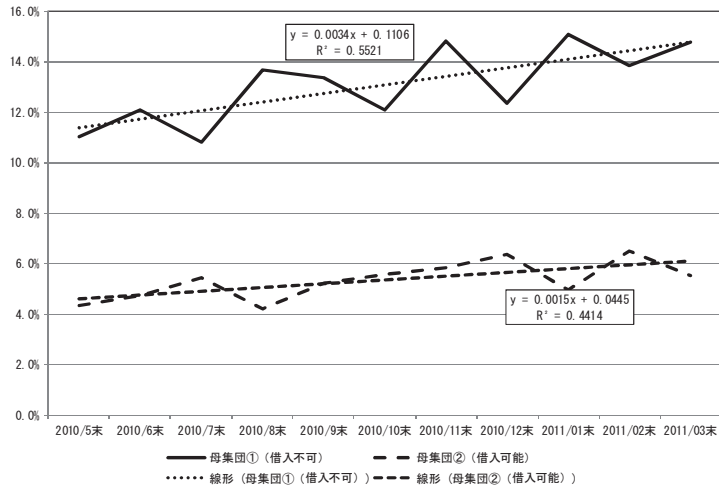


図8 専業主婦の延滞率の推移 (表8、表10を参照)

社「専業主婦」の延滞率×C社「専業主婦」の債権数..... + G社「専業主婦」の延滞率×G社「専業主婦」の債権数) ÷ (A社「専業主婦」の債権数 + B社「専業主婦」の債権数 + C社「専業主婦」の債権数 + + G社「専業主婦」の債権数)

総量規制の導入後、専業主婦においても母集団①と母集団②の差は拡大傾向にあることが示されている。2010年6月の段階で7.4ポイント

であった両者の差は、母集団①の延滞率が母集団②の延滞率よりも高まる傾向を受け、2011年3月には9.3ポイントにまで拡大している。

専業主婦において特徴的なのは、総量規制導入の前後に見られる、母集団①と母集団②における延滞状況の大きな逆転である。借入を制限された専業主婦は、そうでない専業主婦と比べて延滞回数は少なく、相対的にリスクの低い借り手であった。しかし、総量規制の導入以降は、母集団①と母集団②の間で延滞の状況が逆転し、母集団①の延滞率が明らかに高くなって

いる。これは全体集計や後の個人事業主の集計と比較すると、専業主婦のみに見られる顕著な傾向である。

3.3 個人事業主の集計

(1) 属性比較

年収区分（図9、表2）、取引年数の構成比（図10、表4）、延滞発生件数（図11、表6）といった属性の比較から見られる傾向は、全体および専業主婦における属性の比較と同じ傾向を示している。

個人事業主では特に、取引年数の構成比において母集団①と②の違いが明確に示されている。図10および表4に見られる取引年数が5年を超える借手手の割合を合計すると、母集団①

が70.2%、母集団②が52.3%である。総量規制の影響を受けた借手である母集団①の方が母集団②よりも取引履歴が長い借手である傾向は、全体集計と専業主婦の集計にも現れていた通りである。個人事業主ではこの傾向が顕著といえる。

(2) 延滞率の推移

個人事業主の延滞率の推移を示すと図12および表10の通りになる。ここでは延滞率は、以下の式で算出した。

$$\text{延滞率} = (\text{A社「個人事業主」の延滞率} \times \text{A社「個人事業主」の債権数} + \text{B社「個人事業主」の延滞率} \times \text{B社「個人事業主」の債権数}) / (\text{A社「個人事業主」の債権数} + \text{B社「個人事業主」の債権数})$$

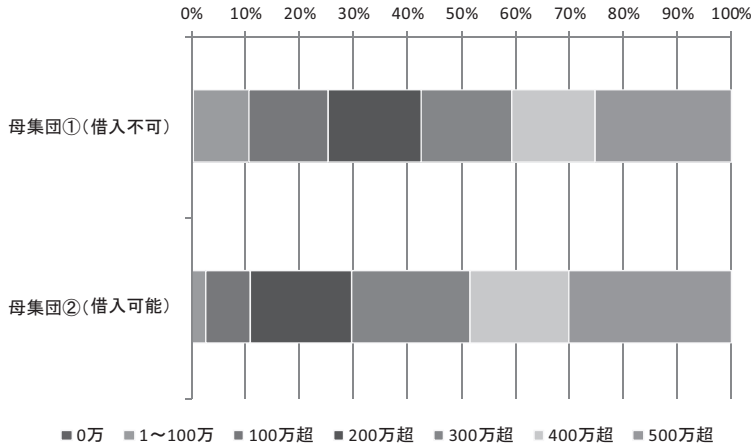


図9 個人事業主の年収区分の構成比（表1、表2を参照）

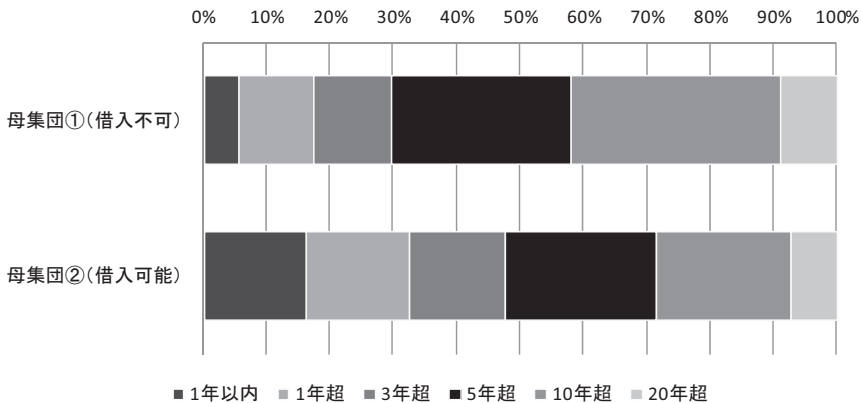


図10 個人事業主の取引年数の構成比（表3、表4を参照）

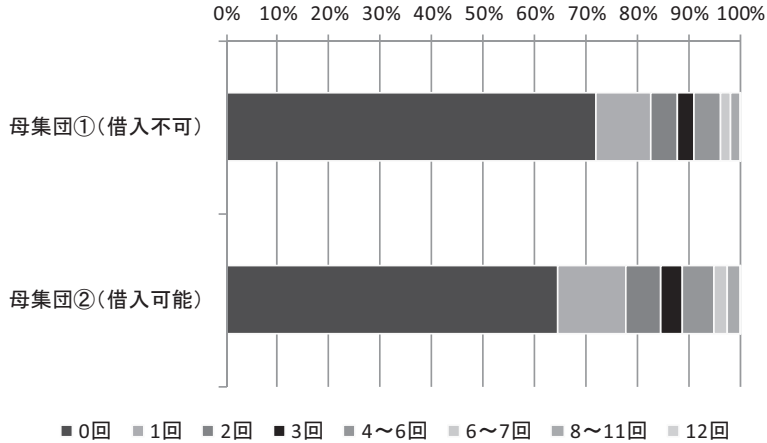


図11 個人事業主の延滞回数の構成比 (表5、表6を参照)

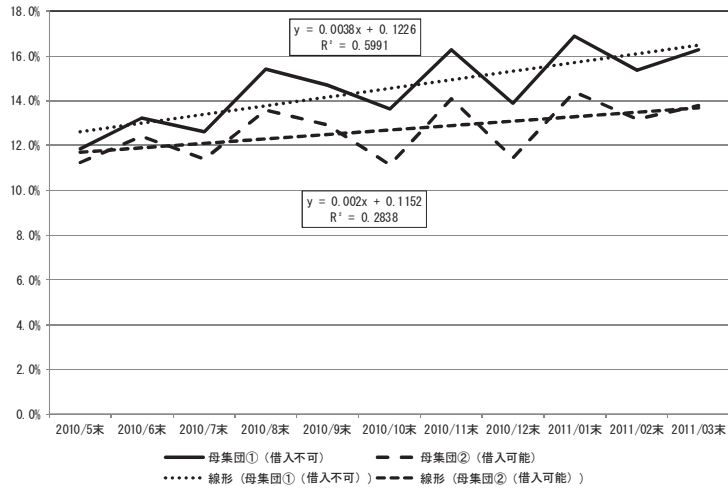


図12 個人事業主の延滞率の推移 (表9、表10を参照)

債権数 + C社「個人事業主」の延滞率 × C社「個人事業主」の債権数 + G社「個人事業主」の延滞率 × G社「個人事業主」の債権数) ÷ (A社「個人事業主」の債権数 + B社「個人事業主」の債権数 + C社「個人事業主」の債権数 + + G社「個人事業主」の債権数)

された時点では小さかった両者の延滞率の差が、時間の経過とともに拡大していく傾向も全体集計や専業主婦の集計と同様である。

個人事業主においては、総量規制の導入時点での母集団①と②の延滞率の差は1ポイント未満であったが、2011年3月の段階では、その差が2.5ポイントにまで拡大してきている。

個人事業主においても、母集団①の延滞率が高く、総量規制の導入後には母集団①と母集団②の延滞率の差は拡大傾向にある。規制が導入

4. 考 察

4.1 発見された事実

分析結果から、主に次の点が明らかにされた。

- (1) 総量規制の影響によって借入を制限された借り手は、年取が低く、長い間ノンバンクを利用している借り手であり、過去の返済履歴は特に悪いわけではなかった。
- (2) 総量規制導入後は、全体的に延滞率は緩やかに上昇している傾向にあるが、借入を制限された借り手の方が顕著に延滞率の上昇が見られる。
- (3) 専業主婦や個人事業主に特に注目してみると、取引履歴の長さや総量規制導入前後の延滞率でそれぞれ特徴的な傾向が発見された。すなわち、総量規制の影響を受けた個人事業主の中には、特に長く借入を継続していた借り手が多く、滞りなく返済をしていた借り手が多数を占めていたことが把握できた。また、専業主婦に着目すると、借入が制限された専業主婦とそうでない専業主婦との間で、総量規制導入の前後の延滞状況が大きく逆転する現象が発見された。

これらに基づいて本研究の関心に沿った考察を展開してみることにする。

4.2 借り手の状況は改善されているか

まず、総量規制の主たる目的である、多重債務の抑制が実現しているかどうかという問題を検討する。本研究における分析結果には、総量規制によって借入を制限された借り手の状況が、時間の経過とともに改善されていく傾向を発見することはできなかった。むしろ逆に、発見された事実は、借り手の状況が少しずつ悪化していることを示唆するものである。

もし、総量規制によって借入を制限されたことにより債務の負担が軽減しているのであれば、図4、図8、図12のような延滞率を時系列で結んだ直線は右下がりとなるはずである。すなわち、本研究の結果では、総量規制によって

借入を制限された借り手の延滞率は上昇する一方であり、借入が制限されたことによって返済が楽になった様子を観察することはできない。

もちろん、さらに長期間の観察を続けると、少しずつ延滞率の傾向に変化が生じる可能性はある。例えば、別の消費者金融への返済を行うために借入を繰り返すという行動をしていた、いわゆる「自転車操業状態」にあった借り手が、借入を制限されたことで延滞を繰り返すようになったことが考えられる。その後、何とか返済を続けて借入の量を減らすことに成功した借り手が増えてくれば、延滞率は次第に低下してくるかもしれない。この場合、一時的に延滞率は上昇するかもしれないが、時間の経過とともに低減していく傾向を示すであろう。

このような可能性を検証するためにも、今後の研究においてはデータを追加し、さらに長期間での推移を研究する必要がある。

4.3 借入を制限されたのは誰か

総量規制によって借入が制限されたのは、どちらかといえばノンバンクと上手に付き合ってきた借り手である。取引履歴と総量規制導入前の延滞発生回数をみると、総量規制によって借入ができなくなったのは、取引履歴が比較的長く、延滞も多くない、あるいはまったく延滞履歴のない借り手である。また、総量規制の影響を受けた借り手の方が、年取が低い傾向にある。

このような借り手は、果たして借入を制限すべき対象として妥当といえるのであろうか。長い間、延滞も少なくノンバンクを利用してきた借り手が、規制を理由に十分な借入ができなくなったのである。借入の総額を年取等の3分の1と一律に制限することの弊害は、このような所に現れる。

もちろん、前述の通り、総量規制を検討する段階で、このような不合理が多少は生まれることは計算済みである。問題なく借入を続けられている一部の借り手が、規制の影響により、借りる必要があっても借りられなくなってしまう

ことよりも、多重債務者の減少という成果を目指したのであった。

ところが、本研究で示してきたように、多重債務者の減少に対する総量規制の効果にそもそも疑問を挟む余地があり、それに加えて借入を制限されているのがノンバンクと上手に付き合ってきた借り手であるとすれば、規制のあり方にやはり疑問が投げかけられるといわざるを得ない。

4.4 新たな問題意識と今後の展開

最後に、本研究の結果を総合し、総量規制の影響として借入を制限された借り手に生じたことを推測して本論を結ぶことにする。

本研究の分析結果は、収入の不足分を補うために長い間ノンバンクを活用してきたと考えられる借り手が、総量規制によって借入ができなくなり、結果として延滞率が上昇していることを示唆しているのではないかと。すなわち、総量規制の影響を受けた借り手は、収入の不足あるいは不安定さをノンバンクの利用によって補っていた。規制の導入後、借入を制限されたことが原因で、そのキャッシュフローが回らなくなり、延滞をすることが増えてきているのではないかと。ということである。

このことは特に、個人事業主の集計結果に顕著に表れている。規制の影響を受けた個人事業主は、取引履歴が長く、規制が導入された時点の延滞率も、規制の影響を受けない借り手と大きな差異はなかった。事業資金の一部をノンバンクからの借入で賄っていた個人事業主が、十分な借入ができなくなった結果、延滞率を高めてしまっているのではないかと推測される。

このような点を明らかにしていくためには、今回の分析では踏み込むことのできなかった、借り手の状況と行動を詳細に解明していく必要がある。そのためには、本研究のような大規模な定量データを利用したアプローチよりも、個々の借り手から詳細な定性データを集めていく方法が有効であると考えられる。

具体的には、本研究で分析対象となった専業

主婦や個人事業主を対象として、総量規制が導入される前後における状況の変化を聞き取る方法が考えられる。本研究を踏まえた仮説、すなわち、これらの借り手はキャッシュフローを安定させるために借入を長い間活用してきたが、総量規制によってそれが困難となり、延滞が増加したのではないかと。ということを検証するのである。

今後の研究のひとつの方向性として、定性データを丹念に収集し、本研究において展開した分析における定量データと組み合わせ、総量規制の影響の複合的な分析を進めていかなければならない。

むすび

2010年6月より導入された総量規制の影響について、定量データに基づいた分析を行ってきた。規制が導入されて1年以上が経過し、多重債務問題を抜本的に解決するという総量規制の目的が実現できているかどうかを判断する材料を提示するという目的に照らし合わせ、全体的な傾向を読み取る分析を行ってきた。その結果、自らの支払能力を超えた借入を行うことを制度的に抑制する方法の有効性を裏付けることはできず、総量規制に疑問を投げかける結果となった。

本研究では、現状で入手可能な限りの長期間のデータを用いて、総量規制の導入前後における延滞率の推移から総量規制の影響を見ていくことにより、規制の効果を検証する土台をつくることができた。しかしながら、分析の結果で十分な解釈ができなかった部分があるほか、新たな問題意識も生まれた。また、異なるアプローチを用いた研究も進められなければならない。

本研究の内容を補完するための研究として、数値には表れにくい借り手の側面を聞き取り調査などによって補完していくことが求められる。目下、このような定性データの収集を進めている。

【注】

- 1) 多重債務者対策本部有識者会議『『多重債務問題改善プログラムの実施状況』に関する報告』2009.7.8, pp.7-8。
< <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/090708/honbun.pdf> >
ホームページの閲覧日は、すべて2011年10月14日である。
- 2) 金融庁総務企画局「第7回多重債務者対策本部有識者会議」2008.5.13, pp.12-13。
< <http://www.fsa.go.jp/singi/tajusaimu/gijiroku/20080513.pdf> >
- 3) 日本金融新聞ホームページに掲載された最高裁集計値より。
< <http://www.financenews.co.jp/b/main.html> >
- 4) 金融庁「カシキン Q&A」。
< <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qa.pdf> >
- 5) ただし、例えば借り手の事業実績や事業計画を根拠に、借入総額の返済が合理的に見込まれる場合などのように、明らかに返済能力が認められる場合は、例外もある。
- 6) 民事再生法第229条2項2号。
- 7) 金融庁総務企画局、前掲資料、p.15。
- 8) 例えば、上毛新聞2011年7月12日号記事「高金利で貸付」。
- 9) 例えば、日本金融新聞2011年8月10日号記事「やはりヤミ金は増加」。
- 10) このような事情から、集計上、同じ借り手が別会社で借入を行っている場合、同一人物が複数カウントされていることが考えられる。しかし、データの性質上そのような重複を取り除くことは極めて困難であるため、本研究ではダブルカウントの問題への対処は行っていない。
- 11) 図4、図8、図12を見ると気づくように、月ごとの延滞率には非常に大きな変動がある。これは、一部企業において、月末が週末などの理由で営業日ではない場合に、その月の延滞の処理が翌月に持ち越されるために生じる現象である。例えば、2010年7月31日は土曜日であるから、この月の延滞は翌月に持ち越され、7月末の延滞率は低く、8月末の延滞率は高くなっているのである。本研究では、あくまで長期の傾向を見ることが目的であるから、この変動を低減させるための特別な統計上の処理は行っていない。

【参考文献】

- 大川内篤 (2011) 「改正貸金業法の完全施行をめぐる論点 — 多重債務問題と消費者金融業界の現状と課題 —」, 『調査と情報 - ISSUE BRIEF -』, No. 699。
- 大森泰人・遠藤俊英編 (2008) 『新貸金業法の解説』, 金融財政事情研究会。
- 菅原房恵 (2006) 「貸金業制度の現状と見直しの動き — 法制度の変遷と上限金利規制をめぐる議論 —」, 『調査と情報 - ISSUE BRIEF -』, No. 524。
- 堂下浩 (2011) 「静かに蔓延するヤミ金融市場への警戒を」『月刊公明』, 2011年12月号。
- 堂下浩・内田治 (2007) 「2006年消費者金融の利用に関する調査報告書」, 早稲田大学クレジットビジネス研究所ワーキングペーパー, IRCB07-002。
- 堂下浩・内田治 (2011) 「2010年消費者金融の利用に関する調査報告書」, 早稲田大学クレジットビジネス研究所ワーキングペーパー, IRCB11-002。